

調査当日

ポイント4 調査理由を確かめ立会人を



身分証明書・質問検査と答えることが多いが、章の提示を求め、氏名・所属を確認した上で、「なぜ調査するのか」「何を調べたいのか」をきかんと説明させる。税務職員は「所得の確認」

め、うろ覚えのものは「後日調べて回答する」と対応する。

調査の透明化や不当な調査を防止する上でも、立会人を置くことが望ましい。税務職員は守秘義務を理由に立会人を排除しようとするが、守秘義務は国民のプライバシーを当局が漏らすことを禁止しているものだ。第三者の立ち会いとは関係ない。「税理士法に違反する」と言う税務職員もいるが、立ち会いは税務代理行為ではないため、違反ではない。納税者が求めれば立会人は出席できる。メモや録音も違法ではない。「提示」「提出」の求めに対し、正当な理由もなく拒否したり、虚偽の記載をした帳簿書類などを提出したりすれば、罰

ポイント5 帳簿の持ち帰りは拒否を



新法では、税務職員の質問検査権として、従来の「質問」と「検査」に加え、帳簿書類などの「提示」と「提出」、書類などを持ち帰る「留置き」の権限を規定している。しかし、「提示」「提出」「留置き」は、税務職員が「調査」について必要がある場合において…

（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）の適用があり得ると定められた（同法6条）。ただ、国税庁は国会答弁のなかで「罰則をもって強

権的に提示・提出要求をするとは考えていない（2011年11月18日、衆院財務金融委員会）としており、強制的な調査には毅然と対応することが求められる。また、帳簿書類の持ち帰りは、かえって調査を長引かせることになる。現場での調査を求めることが肝要だ。税務職員が持ち帰ろうとした場合、「日々の業務に支障を来す」という理由を述べ断る。「留置き」は納税者が断っても、罰則はない。

ポイント8 カルテは提示・提出しない

調査では、「カルテを見る権限がある。国家公務員には守秘義務があり、秘密は漏らさない」として、カルテ提示を求めるケースがある。歯科医師には「守秘義務」が課せられており、税務職員がカルテの提示を強要することは刑法違反になる。国税庁も医師・歯科医師の守秘義務に留意するよう指導している。

してはならない。また、調査では、診察室や従業員の控え室などに入ることがよくある。不要な場所への立ち入りは断る。



ポイント9 勝手な反面調査には抗議

調査は、納税者本人に基つき実施される。家に対して納税者の帳簿など族や従業員、銀行、取引先などへの調査は、国税庁の税務運営方針で「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限り行う」と規定。納税者が調査に協力できない場合

や納税者の帳簿だけでは正確な事実が確かめられないなど、明確な根拠が必要となっている。納税者の了解なく反面調査をすることは、取引先や従業員との関係を損なうことになる。一方的

ポイント6 コピー提示は必要最小限に

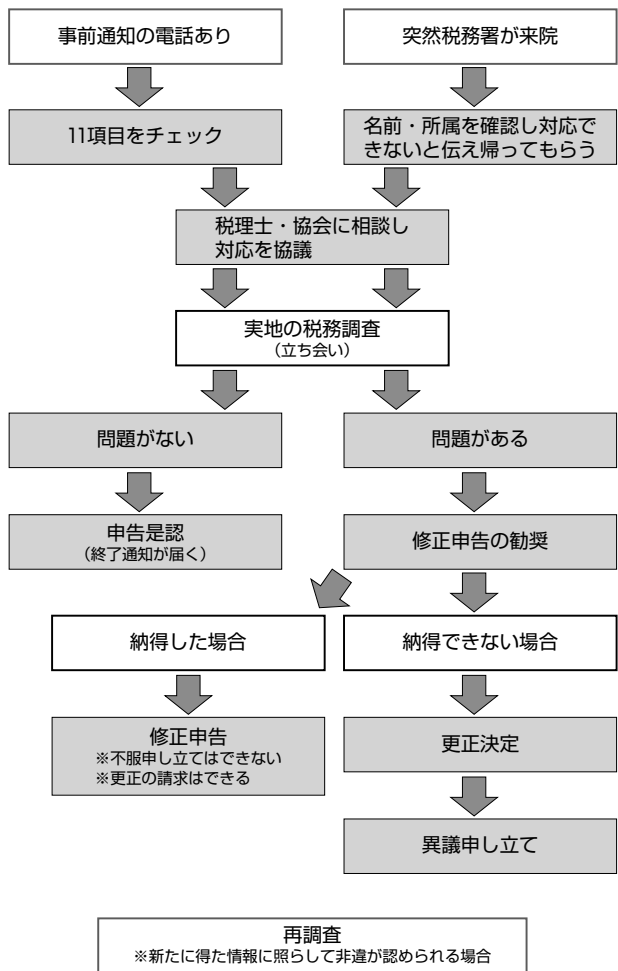
税務職員が帳簿のコピーの「提示」「提出」を求めた場合には、その理由を必ず確認する。何を「提示」「提出」したいのか「何の科目か」などを特定し説明に

納税者が必要となる。なお、持ち帰りを承諾した場合、「預り証」の交付を求め、速やかに資料を返還してもらう。



調査の結果、納税額などに問題がない場合は、申告は認め「終了通知書」が送られる。新法では、申告した所得額や税額を是正する「更正」などをすべきと認められた場合、税務職員に修正額や理由などの説明を義務付けている。納税者に口頭

税務調査の流れ



ポイント7 パソコンデータは提供不要

パソコンのデータは税務職員の質問検査権の「帳簿書類その他の物件」には該当しないため、データをコピーして持ち帰ることはできない。USBメモリーなどへのコピーや持ち帰りは、きっぱりと断る。税務職員が調査でき



るのは、パソコンを利用して作成された総勘定元帳などの印刷帳票だ。印

ポイント10 修正申告は慎重に判断

調査の結果、納税額などに問題がない場合は、申告は認め「終了通知書」が送られる。新法では、申告した所得額や税額を是正する「更正」などをすべきと認められた場合、税務職員に修正額や理由などの説明を義務付けている。納税者に口頭

となるため、修正申告を押し付けてくるケースもある。応じるかどうかは納税者の任意の判断。納得できるまで質問し、承服できない場合は断る。修正申告に応じない場合は、更正などの処分となる。処分に対しては、不服申し立てをすることが出来る。

協会や税理士と相談し、慎重に判断することが求められる。